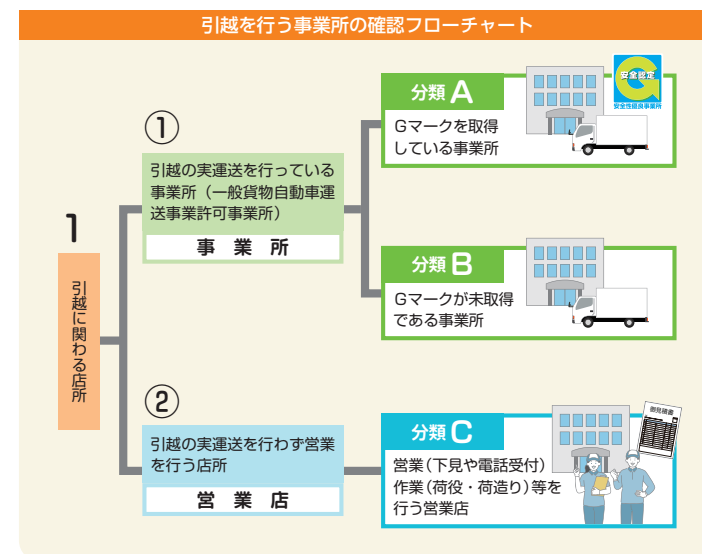


引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）に係る変更点について

変更点

引越に関わる店所について、新たに分類で分けいたします。内容の詳細は、申請のご案内4ページをご確認ください。

- 引越に関わる店所について、①②に分けてください。
 - 「引越の実運送を行っている事業所（一般貨物自動車運送事業許可営業所）」
 - 「実運送を行っていない店所」に分けてください
- ①の事業所について 「分類A Gマーク取得事業所」
「分類B Gマーク未取得事業所」になります。
- ②の営業店について 「分類C 営業や作業を行う営業店」になります。



事業所・営業店に係るQ & A

Q. 一般貨物自動車運送事業許可営業所と同じ場所に2営業所が所在している場合の分類
例：四谷営業所、新宿営業所が同じ場所に所在している

A. 一般貨物自動車運送事業許可営業所として運輸支局に届けている事業所は、
「Gマーク取得事業所」は分類A、「Gマーク未取得事業所」は分類B、
「その他の営業店」は分類Cになります
例：四谷営業所 一般貨物自動車運送許可営業所でGマーク取得事業所の場合 分類A
一般貨物自動車運送許可営業所でGマーク未取得事業所の場合分類B
新宿営業所 分類C

